

## ふれあいの森における森林整備等の活動に関する協定書

宮崎北部森林管理署長（以下「甲」という。）と長浜町ふれあいの森の会 会長 甲斐善一（以下「乙」という。）は、ふれあいの森における森林整備活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づくふれあいの森における森林整備等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

### 第2（ふれあいの森の名称、位置及び面積）

甲は、宮崎北部森林管理署浜山国有林1123ろ14、へ、へ1、と林小班の3.28haをふれあいの森として乙に活動させるものとする。

なお、ふれあいの森の名称は、「長浜町ふれあいの森」とする。

### 第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

### 第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

### 第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

### 第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

### 第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

## 第8 (安全確保等の措置)

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

## 第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

## 第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後、いずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

## 第11 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

## 第12 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

## 第13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

## 第14 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

## 第15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

## 第16 (ふれあいの森の適切な管理)

甲は、ふれあいの森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、

適切な管理を行うものとする。

第17 (協定の破棄)

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に通知するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 ふれあいの森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為を事理などにより、協定締結者として不適当であると認められる場合



第18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成24年7月17日から平成26年 3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。



上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 7月17日

(甲) 宮崎県日向市大字日知屋17371-1

宮崎北部森林管理署長

堀 幸夫



(乙) 宮崎県延岡市長浜町三丁目4993-7

長浜町ふれあいの森の会 会長

甲斐 善一



(別紙様式1) 「ふれあいの森」における全体活動計画書

年 月 日

宮崎北部森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

印

「ふれあいの森」における全体活動計画書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 H. ○	2年次 H. ○	3年次 H. ○	4年次 H. ○	5年次 H. ○	合 計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。  
・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2) 「ふれあいの森」における年間活動計画書

年 月 日

宮崎北部森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

印

平成 年度「ふれあいの森」における活動計画書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動計画

活 動 時 期	活 動 内 容				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「ふれあいの森」における年間活動実績報告書

年 月 日

宮崎北部森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

印

平成 年度「ふれあいの森」における活動実績報告書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林七部林班 小班	ha

宮崎北部森林管理署  
印

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

長  
法  
印

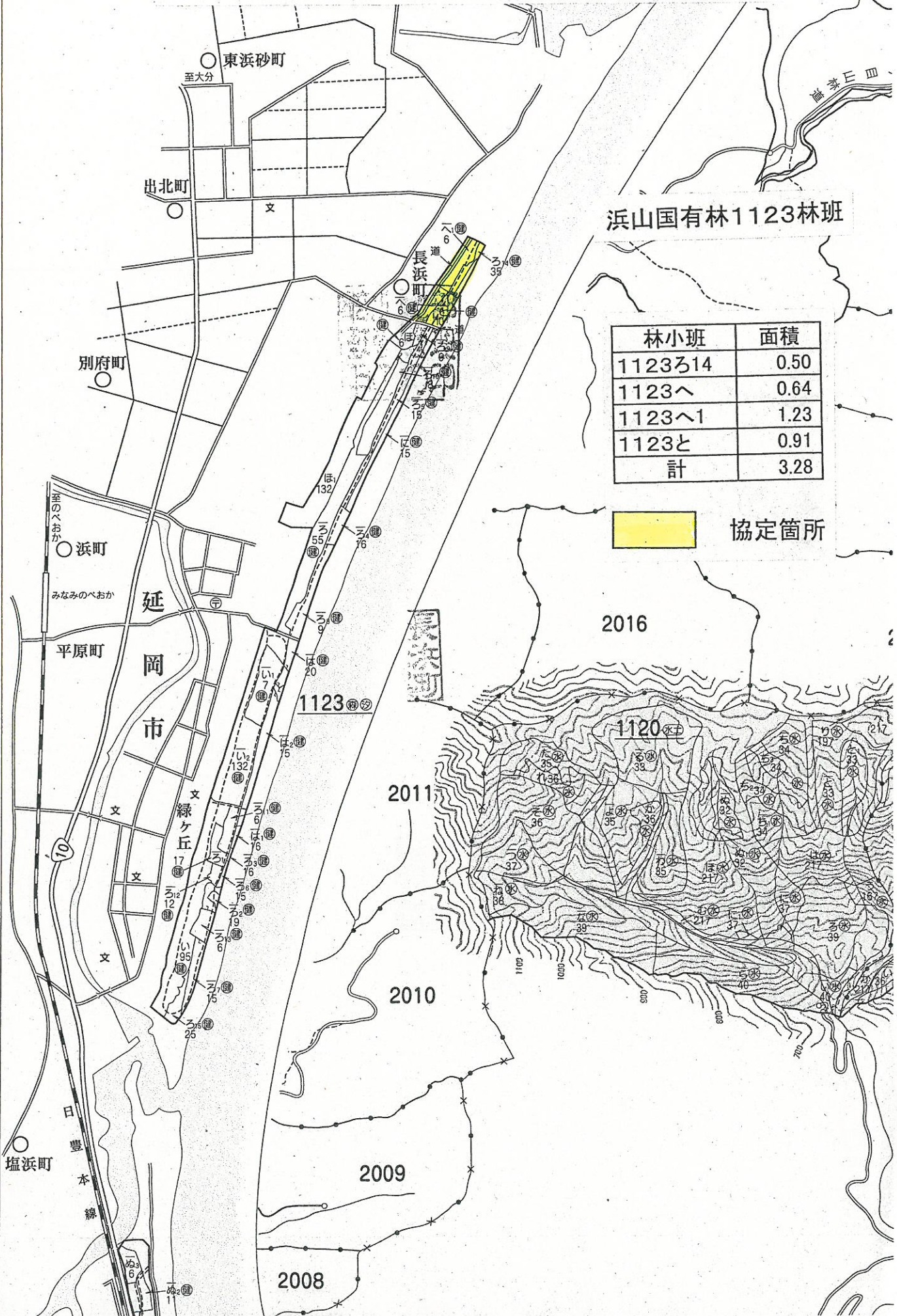
※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

# ふれあいの森 設定位置図



浜山国有林1123林班

林小班	面積
1123ろ14	0.50
1123へ	0.64
1123へ1	1.23
1123と	0.91
計	3.28

協定箇所

2016

2011

2010

2009

2008

1120

1123

東浜砂町  
至大分  
出北町  
文  
別府町  
延岡市  
平原町  
緑ヶ丘  
文  
日豊本線  
塩浜町

長浜町  
道  
ろ35  
ろ36  
ろ37  
ろ38  
ろ39  
ろ40  
ろ41  
ろ42  
ろ43  
ろ44  
ろ45  
ろ46  
ろ47  
ろ48  
ろ49  
ろ50  
ろ51  
ろ52  
ろ53  
ろ54  
ろ55  
ろ56  
ろ57  
ろ58  
ろ59  
ろ60  
ろ61  
ろ62  
ろ63  
ろ64  
ろ65  
ろ66  
ろ67  
ろ68  
ろ69  
ろ70  
ろ71  
ろ72  
ろ73  
ろ74  
ろ75  
ろ76  
ろ77  
ろ78  
ろ79  
ろ80  
ろ81  
ろ82  
ろ83  
ろ84  
ろ85  
ろ86  
ろ87  
ろ88  
ろ89  
ろ90  
ろ91  
ろ92  
ろ93  
ろ94  
ろ95  
ろ96  
ろ97  
ろ98  
ろ99  
ろ100

1120ろ1  
1120ろ2  
1120ろ3  
1120ろ4  
1120ろ5  
1120ろ6  
1120ろ7  
1120ろ8  
1120ろ9  
1120ろ10  
1120ろ11  
1120ろ12  
1120ろ13  
1120ろ14  
1120ろ15  
1120ろ16  
1120ろ17  
1120ろ18  
1120ろ19  
1120ろ20  
1120ろ21  
1120ろ22  
1120ろ23  
1120ろ24  
1120ろ25  
1120ろ26  
1120ろ27  
1120ろ28  
1120ろ29  
1120ろ30  
1120ろ31  
1120ろ32  
1120ろ33  
1120ろ34  
1120ろ35  
1120ろ36  
1120ろ37  
1120ろ38  
1120ろ39  
1120ろ40  
1120ろ41  
1120ろ42  
1120ろ43  
1120ろ44  
1120ろ45  
1120ろ46  
1120ろ47  
1120ろ48  
1120ろ49  
1120ろ50  
1120ろ51  
1120ろ52  
1120ろ53  
1120ろ54  
1120ろ55  
1120ろ56  
1120ろ57  
1120ろ58  
1120ろ59  
1120ろ60  
1120ろ61  
1120ろ62  
1120ろ63  
1120ろ64  
1120ろ65  
1120ろ66  
1120ろ67  
1120ろ68  
1120ろ69  
1120ろ70  
1120ろ71  
1120ろ72  
1120ろ73  
1120ろ74  
1120ろ75  
1120ろ76  
1120ろ77  
1120ろ78  
1120ろ79  
1120ろ80  
1120ろ81  
1120ろ82  
1120ろ83  
1120ろ84  
1120ろ85  
1120ろ86  
1120ろ87  
1120ろ88  
1120ろ89  
1120ろ90  
1120ろ91  
1120ろ92  
1120ろ93  
1120ろ94  
1120ろ95  
1120ろ96  
1120ろ97  
1120ろ98  
1120ろ99  
1120ろ100




ふれあいの森 設定位置図

浜山国有林1123林班

国土地院院

国土地院院

林小班	面積
1123ろ14	0.50
1123へ	0.64
1123へ1	1.23
1123と	0.91
計	3.28

 協定箇所

1:5,000

